

5 7 (略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
5 7 (略)	8 信用金庫連合会は、第四項第四号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	9 信用金庫連合会は、第四項第十五号又は第十六号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。	10 信用金庫連合会が第五項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該信用金庫連合会は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。	11 信用金庫連合会が第六項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該信用金庫連合会は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。	12 信用金庫連合会が第七項の規定により同項に規定する業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

8 前条第四項、第五項及び第九項から第十二項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「前項及び次条第四項」と、同条第九項中「第三項第八号」とあるのは「次条第四項第八号」と、同条第十一項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第十二項中「第八項」とあるのは「次条第七項」と読み替えるものとする。

(信用金庫の子会社の範囲等)

第五十四条の十五 信用金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの）の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ (略)

二・三 (略)

2ゝ7 (略)

8 第一項第一号の場合において、会社が主として信用金庫その他

13 前条第四項、第五項及び第十四項から第十七項までの規定は、信用金庫連合会について準用する。この場合において、同条第四項中「前項第五号」とあるのは「次条第四項第五号」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「前項及び次条第四項」と、同条第十四項中「第三項第八号」とあるのは「次条第四項第八号」と、同条第十六項中「第三項第七号」とあるのは「次条第四項第七号」と、同条第十七項中「第八項」とあるのは「次条第七項」と読み替えるものとする。

(信用金庫の子会社の範囲等)

第五十四条の十五 信用金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ (略)

二・三 (略)

2ゝ7 (略)

8 第一項第一号の場合において、会社が主として信用金庫の行う

これに類する者として内閣府令で定めるものの行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社(第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一〇九 (略)

十 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会、その子会社(第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。))

その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。

イ ト (略)

十一・十二 (略)

二〇五 (略)

6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として信用

業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(信用金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社(第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一〇九 (略)

十 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。)

イ ト (略)

十一・十二 (略)

二〇五 (略)

6 第一項第十号又は第三項の場合において、会社が主として信用

金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの又は信用金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

7
(略)

第九章の二 信用金庫代理業

(許可)

第八十五條の二 信用金庫代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する信用金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 信用金庫代理業者(第一項の許可を受けて信用金庫代理業(前項に規定する信用金庫代理業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、所屬信用金庫(信用金庫代理業者が行う前

金庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務又は信用金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

7
(略)

(新設)

(新設)

項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属信用金庫の委託を受けた信用金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用金庫代理業を行つてはならない。

（適用除外）

第八十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他の政令で定める金融業を行う者をいう。）は、信用金庫代理業を行うことができる。

第十章 雑則

（実施規定）

第八十六条 この法律の規定（第八十九条第一項及び第三項において準用する銀行法の規定を含む。次条から第八十七条の三まで及び第八十八条において同じ。）による免許、許可又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

（新設）

第十章 雑則

（実施規定）

第八十六条 この法律の規定（第八十九条第一項において準用する銀行法の規定を含む。次条から第八十七条の三まで及び第八十八条において同じ。）による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(届出事項)

第八十七条 (略)

2 信用金庫代理業者は、信用金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(財務大臣への通知)

第八十七条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第八十七条第一項の規定による届出(同項第六号に係るもの)のうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一〇四 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第九条(名義貸しの禁止)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、銀行の業務に係る禁止行為、取締役等に対する信用の

(届出事項)

第八十七条 (略)

(新設)

(財務大臣への通知)

第八十七条の四 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第八十七条の規定による届出(同条第六号に係るもの)のうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一〇四 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第八条第三項(営業所の設置等)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役等に対する信用の供与、経営の健全性の

供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第三号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の二（財務大臣への協議）並びに第五十七条の四（財務大臣への資料提出等）の規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは、「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第三号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の二（財務大臣への協議）並びに第五十七条の四（財務大臣への資料提出等）の規定は金庫について準用する。

2 前項の場合において、銀行法第十九条第一項及び第二項中「中間業務報告書及び業務報告書」とあるのは、「業務報告書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行法第七章の三(第五十二条の三十六第一項及び第二項(許可)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外)を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に

(新設)

係るものにあつては信用金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用金庫について、銀行代理業に係るものにあつては信用金庫代理業について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と

(新設)

、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の二第二項第一号」と、同法第五十二条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等(信用金庫法第八十五条の

三に規定する金庫等をいう。以下同じ。」が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の四第二項の規定並びに同法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の事業を行つた金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者
- 二 不正の手段により第四条の免許を受けた者
- 三 第八十五条の二第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用金庫代理業を行つた者

- 四 不正の手段により第八十五条の二第一項の許可を受けた者
- 五 第八十九条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下

第九十条 第四条の内閣総理大臣の免許を受けていない金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者が金庫の事業を行つたときは、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十一条までにおいて「銀行法」という。）第九条の規定に違反して、他人に金庫の事業を行わせた者

六 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に信用金庫代理業を行わせた者

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説

第九十条の二 第八十九条第一項において準用する銀行法（以下第九十一条までにおいて「銀行法」という。）第四条第四項の規定により付した条件に違反した者又は銀行法第二十六条第一項若しくは第二十七条の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第九十条の三 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第十九条の規定による業務報告書の提出をせず、又は当該業務報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてその書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、同条第一項に規定する説明書類若しくは同条第二項に規定する

明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 銀行法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四・五（略）

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第九十条の四 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）

又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（金庫又は信用金庫代

説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二 銀行法第二十四条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 銀行法第二十五条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四・五（略）

（新設）

（新設）

（新設）

理業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十
二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
- 三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一
項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第九十条の六 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第九十条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第九
十条の四 二億円以下の罰金刑

(新設)

第九十条の四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 前条第一号から第三号まで 二億円以下の罰金刑

三 第九十条、第九十条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十七条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員又は信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一十三 （略）

十四 第五十一条第二項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四、第五十四条の八若しくは第八十七条の規定、第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六

三 第九十条又は前条第四号若しくは第五号 各本条の罰金刑

（新設）

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は第三十七条の二第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一十三 （略）

十四 第五十一条第二項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の四、第五十四条の八若しくは第八十七条の規定、第六十四条において準用する商法第四百二十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項若しくは第三十八条の規定に規定する届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をし

十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。 十五〜二十四（略） 二十五 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは銀行法第五十二条の五十五の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。 二十六 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。 二十七 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。 2 (略)	たとき。 十五〜二十四（略） 二十五 銀行法第二十六条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。 (新設) (新設) (新設) 2 (略)
---	--

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）

改 正 案	現 行
目次 第一章〜第九章（略） 第九章の二 全国労働金庫協会（第八十九条の二） 第九章の三 労働金庫代理業（第八十九条の三・第八十九条の四） 第十章〜第十一章（略） 附則 （金庫の事業） 第五十八条（略） 2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 一〜十二（略） 十三 金庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。） 十四〜二十一（略）	目次 第一章〜第九章（略） 第九章の二 全国労働金庫協会（第八十九条の二） 第十章〜第十一章（略） 附則 （金庫の事業） 第五十八条（略） 2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 一〜十二（略） 十三 住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理 十四〜二十一（略）

3 8 (略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	9 (略)	第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。
3 8 (略)	9 労働金庫は、第二項第十号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	10 労働金庫は、第二項第二十号又は第二十一号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	11 労働金庫が第七項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該労働金庫は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。	12 労働金庫が第八項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該労働金庫は、当該信託業務の種類及び方法を定めて、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変更しようとするときも、同様とする。	13 (略)	第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一〇十 (略)	十一 金庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）
十二〇十九 (略)	
二〇五 (略)	
(削る)	
(削る)	
(削る)	
(削る)	
一〇十 (略)	十一 住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理
十二〇十九 (略)	
二〇五 (略)	
6 労働金庫連合会は、第一項第八号に掲げる業務のうち同号に規定する募集の取扱いの業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	
7 労働金庫連合会は、第一項第十八号又は第十九号に掲げる業務を行おうとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	
8 労働金庫連合会が第三項の規定により同項に規定する業務を行うとする場合には、当該労働金庫連合会は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。	
9 労働金庫連合会が第四項の規定により同項に規定する信託業務を行おうとする場合には、当該労働金庫連合会は、当該信託業務の種	

(削る)

6| 労働金庫連合会は、前項に規定する業務に関しては、商法、担保
附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で
定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合においては
、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第十四条第二項（商号
）の規定は、適用しない。

7| 前条第五項、第六項及び第九項の規定は、労働金庫連合会につ
いて準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」
とあるのは「次条第一項第九号」と、「同項第十一号の三」とある
のは「同項第九号の三」と、同条第六項中「第二項及び前項」とあ
るのは「前項及び次条第一項」と、同条第九項中「第二項第十四号
」とあるのは「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

(労働金庫の子会社の範囲等)

第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。

類及び方法を定めて、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受け
なければならぬ。当該認可を受けた信託業務の種類又は方法を変
更しようとするときも、同様とする。

10| 労働金庫連合会が第五項の規定により同項に規定する業務を行お
うとするときは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けな
ければならない。

11| 労働金庫連合会は、第五項に規定する業務に関しては、商法、担
保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令
で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。この場合において
は、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第十四条第二項（商
号）の規定は、適用しない。

12| 前条第五項、第六項及び第十三項の規定は、労働金庫連合会につ
いて準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号
」とあるのは「次条第一項第九号」と、「同項第十一号の三」とあ
るのは「同項第九号の三」と、同条第六項中「第二項及び前項」と
あるのは「前項及び次条第一項」と、同条第十三項中「第二項第十
四号」とあるのは「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする
。

(労働金庫の子会社の範囲等)

第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。

以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ（略）

二・三（略）

2 7（略）

8 第一項第一号の場合において、会社が主として労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

（労働金庫連合会の子会社の範囲等）

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 五（略）

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会、その子会社（第一号

以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ・ロ（略）

二・三（略）

2 7（略）

8 第一項第一号の場合において、会社が主として労働金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

（労働金庫連合会の子会社の範囲等）

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 五（略）

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会又はその子会社の営む

2 前項に規定する労働金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行	に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。） イ ト (略) 七・八 (略) 2 5 (略) 6 第一項第六号又は第三項の場合において、会社が主として労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの又は労働金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。 7 (略) 第九章の三 労働金庫代理業 (許可) 第八十九条の三 労働金庫代理業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。
(新設)	業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。） イ ト (略) 七・八 (略) 2 5 (略) 6 第一項第六号又は第三項の場合において、会社が主として労働金庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務又は労働金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。 7 (略) (新設)